

# 「地方自治体の男女共同参画に関する全国調査」 結果の概要

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年9月）、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（2018年5月）の公布・施行により、地方自治体における男女共同参画社会の形成および女性に関する施策の推進状況に注目が集まるとともに、自治体職員のみなさまを取り巻く働く環境も大きく変化しつつあるかと存じます。

このような状況を踏まえ、筑波大学では、すべての地方自治体を対象に、「地方自治体の男女共同参画に関する全国調査」を実施いたしました。本調査は公益財団法人旭硝子財団「サステイナブルな未来への研究助成」プログラムの助成を受けて実施するものです（研究課題名：女性議員が増えると何が変わるのか？－市区町村議会における実証的検討－）。

この報告書は、調査の速報として集計結果の概要をお知らせするためのものです。今後、より詳細な

## ※集計結果をご覧くださいにあたって

- ・各グラフの数値は、とくに断りがないかぎり、原則として調査回答自治体全体（555自治体）に対するパーセントです。ただし、無回答や非該当は除いて集計しているため、厳密には、各項目でパーセントの基数が異なります。
- ・結果表記を簡略化するため、各値の小数点以下は四捨五入しています。また、非常に小さい値は表示していません。
- ・あくまで調査結果の速報ですので、他に引用される場合は、下記までメールにてご連絡ください。

2021年5月19日  
筑波大学人文社会系  
准教授 山本 英弘  
助教 大倉 沙江

〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1-1-1  
TEL：029-853-6535（直通）  
E-mail：pai\_tsukuba@japan.tsukuba.ac.jp  
<https://pai.icrhs.tsukuba.ac.jp/>

# 1. 調査の概要

## 調査の方法

調査対象：全国の市区町村（1,741 自治体）。

調査実施期間：2020 年 11 月 28 日～2021 年 1 月 28 日

調査の依頼：調査への回答を男女共同参画担当部署宛てに郵送にて依頼。

調査の委託：調査票の配布・回収は（株）ナレッジデータサービスに委託。

回答数：555 自治体（回収率 31.9%）

## ご回答いただいた自治体について

まず、この調査にご回答いただいた自治体と、全国の自治体の人口分布を比較しました。図 1 から、回答いただいた自治体で人口 10 万人以上が 26%、全自治体では 17%と、人口規模の大きい自治体のご協力を得たことがわかります。調査結果を見る際には、規模の大きい自治体にやや偏った結果であることに注意しなければなりません。

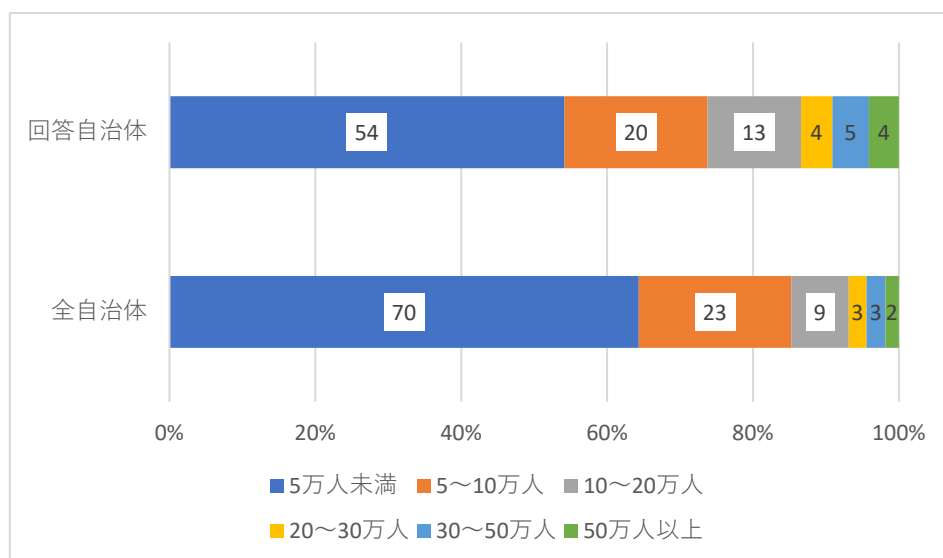


図 1 回答自治体の人口分布

## 2. 男女共同参画政策について

### 条例の制定

男女共同参画をはじめ、人々の暮らしやマイノリティへの配慮に関する条例についての導入状況を示しています（図2）。男女共同参画条例が50%、ひとり親家庭への支援が42%と多くの自治体で制定されています。どちらも2005年前後に制定した自治体が多くみられます（2004～2006年制定自治体 男女共同参画：制定自治体の30%、ひとり親支援：26%）。2005年12月に第2次男女共同参画計画が決定されたことの影響が1つの要因だと考えられます。

子どもや青少年の保護、教育、障害者差別の解消・社会参加についても比較的多くの自治体が制定しています。これらも2005年前後に制定した自治体が多くみられます。

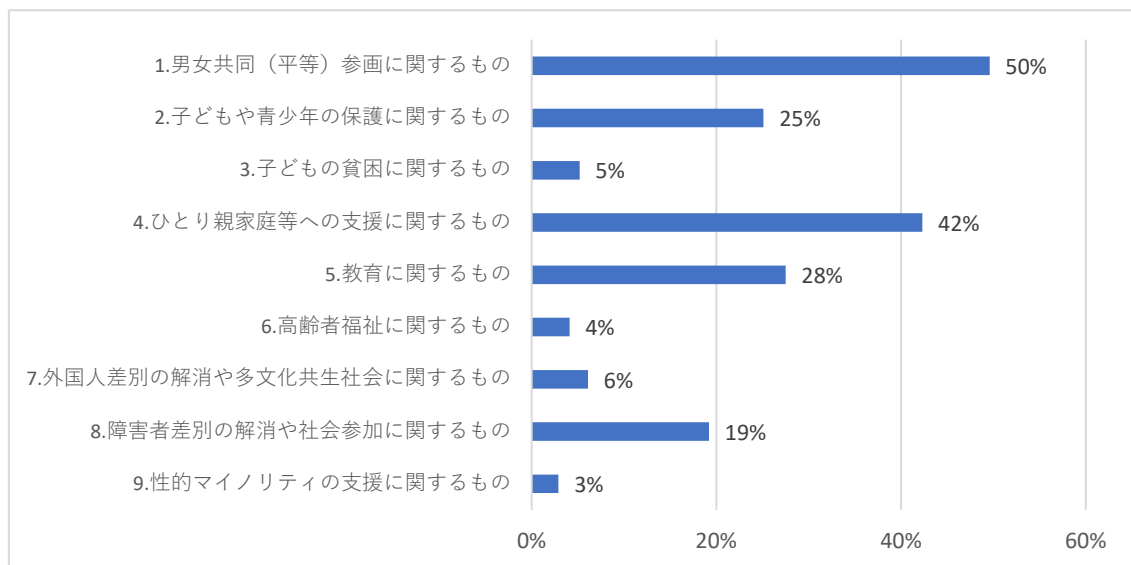


図2 条例の制定状況

## 計画の策定

計画の策定状況についてみていきましょう（図3）。男女共同参画計画が87%であり、2000年代になって多くの自治体に策定されました（2000～2010年で制定自治体の54%）。女性活躍推進法に基づく推進計画が75%であり、2016年4月の施行に応じるかたちで制定した自治体が多くみられます（2015～17年で59%）。この他、子ども・子育て支援、高齢者福祉、障害者、地域防災計画も90%程度の自治体で策定されています。

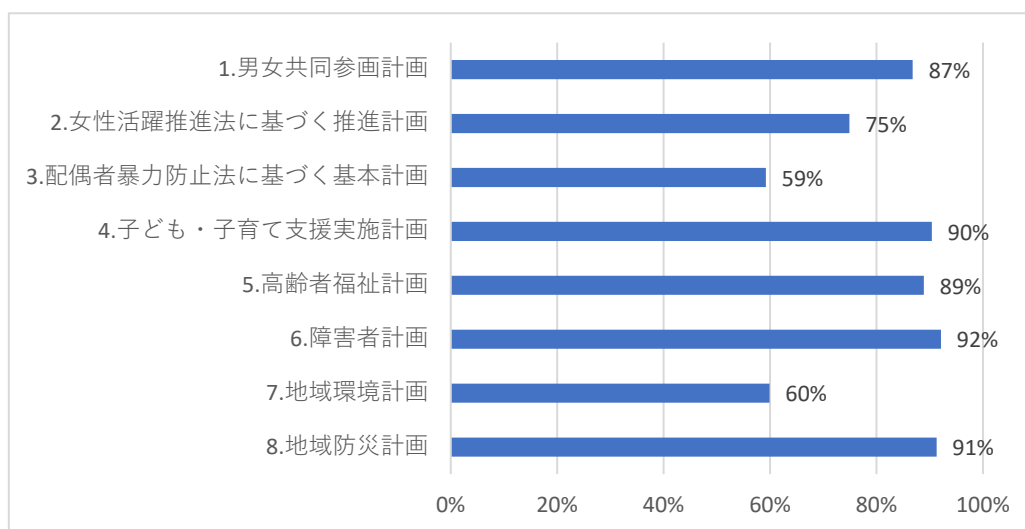


図3 計画の策定状況

## 第4次男女共同参画基本計画に基づく取り組み

「第4次男女共同参画基本計画」では、以下に挙げた項目について、2020年度までに達成すべき目標値が定められています。それに向けた取り組みの実施状況をみていきましょう。表1には、実施率、達成率（実施している自治体の中で目標を達成している割合）、実施率×達成率（全体の中で、目標を達成している自治体の割合）を示しています。

50%以上の自治体で実施されている取り組みをみていきましょう。男性の育児休業および配偶者の出産直後の休暇の取得率を上げる取組（それぞれ57%、50%）といった、男性の雇用慣行を改める動きがみられます。女性の政治参画については、自治体の各役職段階、審議会等の委員において女性の占める割合を上げる取り組みが行われています（それぞれ64%、63%）。雇用に関しては、年次有給休暇の取得率の向上に取り組む自治体が多いですが（44%）、それ以外はあまり取り組みがなされていないようです。

表1 男女共同参画計画に基づく取り組みの実施率と達成率

	実施率(%)	達成率(%)	実施率× 達成率(%)
<b>男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍</b>			
1. 週労働時間60時間以上の雇用者を減らすための取組	38	23	8
2. 男性の育児休業取得率を上げるための取組	57	20	11
3. 男性の配偶者の出産直後の休暇取得率を上げるための取組	50	28	14
4. 6歳未満の子供を持つ男性の育児・家事関連時間を上げるための取組	27	11	3
<b>政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b>			
1. 自治体職員の各役職段階に占める女性の割合を上げるための取組	64	23	14
2. 地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合を上げるための取組	63	14	9
3. 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合を上げるための取組の支援	14	3	0
<b>雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</b>			
1. 労働時間等の課題を労使が話し合う機会を設ける割合を上げるための取組の支援	9	44	4
2. 年次有給休暇取得率を上げるための取組	44	14	6
3. 民間企業における男性の育児休業取得率を上げるための取組の支援	18	5	1
4. 短時間勤務を選択できる事業所の割合を上げるための取組の支援	10	6	1
5. メンタルヘルスケア対策に取り組んでいる事業所の割合を上げる取組	11	11	1
6. 25歳から44歳までの女性の就業率を上げるための取組	23	9	2
7. 第一子出産前後の女性の継続就業率を上げるための取組	17	17	3
8. 起業家に占める女性の割合を上げるための取組	22	6	1
9. 次世代認定マーク（くるみん）取得企業の数を増やすための取組	10	7	1
<b>生涯を通じた女性の健康支援</b>			
1. 子宮頸がん検診、乳がん検診受診率を上げるための取組	82	11	9
2. 自殺死亡率を下げるための取組	75	17	13
3. マタニティマークの認知度を上げるための取組	62	28	17
4. 妊娠中の喫煙率・飲酒率を減らすための取組	69	16	11
<b>女性に対するあらゆる暴力の根絶</b>			
1. 配偶者からの被害を相談した者の割合を上げるための取組	43	9	4
2. 配偶者からの暴力の相談窓口の周知度を上げるための取組	67	12	8
3. 市町村における配偶者暴力相談支援センターの数を増やすための取組	7	68	4
4. 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数を増やすための取組	3	50	1
<b>貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</b>			
1. ひとり親家庭の親の正社員就職を進めるハローワークによる取組の支援の支援	31	25	8
2. 弁護士がひとり親の養育費相談の実施をするための支援	13	45	6
3. 障害者の実雇用率（民間企業）を上げるための取組	26	19	5
			0
<b>男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</b>			
1. 待機児童数を減らすための取組	52	46	24
2. 放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数を減らすための取組	49	52	25
3. 高齢者・障害者・子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地の割合を増やすための取組	5	31	2

(続き)

**教育・メディア等を通じた意識改革, 理解の促進**

1. 「男女共同参画社会」という用語の周知度を高めるための取組	55	12	7
2. 都道府県及び市区町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数を減らすための取組の支援	23	88	20
3. 初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合を増やすための取組の支援	13	38	5

**その他**

1. 都道府県防災会議・市区町村防災会議の委員に占める女性の割合を上げるための取組の支援	29	14	4
2. 「女子差別撤廃条約」という用語の周知度を上げるための取組	7	21	1
3. 自治会長に占める女性の割合を上げるための取組の支援	14	7	1

単位：％ ※達成率は、実施している自治体におけるものである。

女性の健康支援については、子宮がん、乳がん検診受診率向上（82％）、自殺率低下（75％）、マタニティマークの認知度向上（62％）、妊娠中の喫煙率、飲酒率低下（69％）と比較的、高い実施率を示しています。配偶者からの暴力被害の相談（43％）や、相談窓口の周知のための取り組み（67％）も多くみられます。この他では、待機児童や児童クラブを利用できない児童の減少に向けて取り組んでいる自治体が多くみられます（52％、49％）。男女共同参画という言葉の周知についても55％の自治体で取り組まれています。

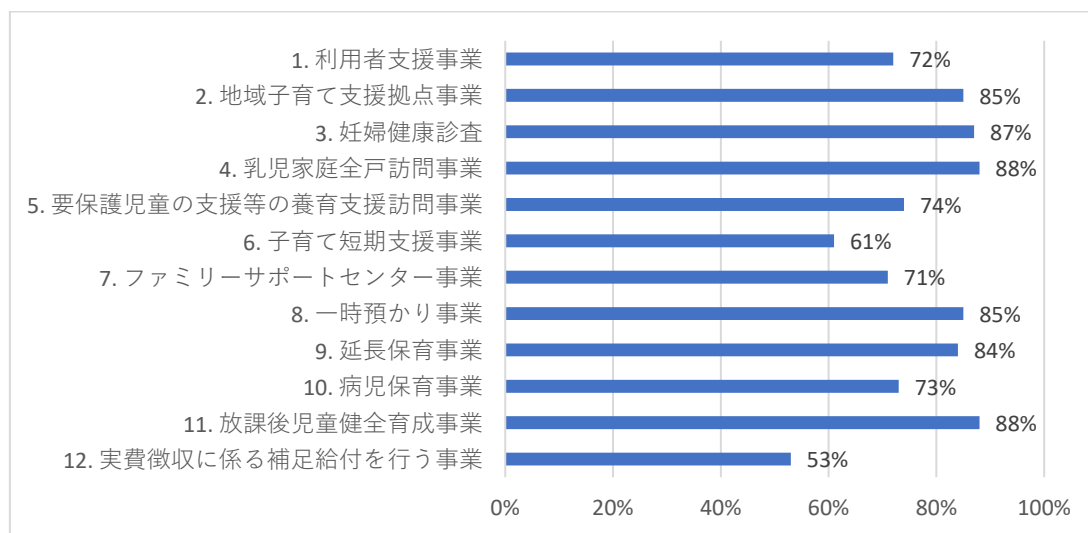


図4 育児・教育に関する取り組みの状況

**育児・教育に関する取り組み**

続いて、図4に「子ども・子育て関連3法」と「子ども子育て支援新制度」に定められた育児・教育に関する取り組みの実施状況を示しています。地域子育て支援拠点、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問、一時預かり、延長保育、放課後児童健

全育成の各事業は 80%以上の自治体で取り組まれています。それ以外の事業もおおむね 70%程度で取り組まれています。

### 障害者に関する取り組み

続いて、「第4次障害者基本計画」に定められている取り組みの実施状況についてです（図5）。障害者就労支援施設等の物品等優先購入が78%、障害者差別解消法に基づく対応要領の策定が64%と多くみられます。障害者差別解消支援地域協議会の組織化や地域生活支援拠点の整備はともに46%、個別の指導計画を必要とする児童等への支援に関する取組についても38%と一定程度の自治体で取り組まれているようです。

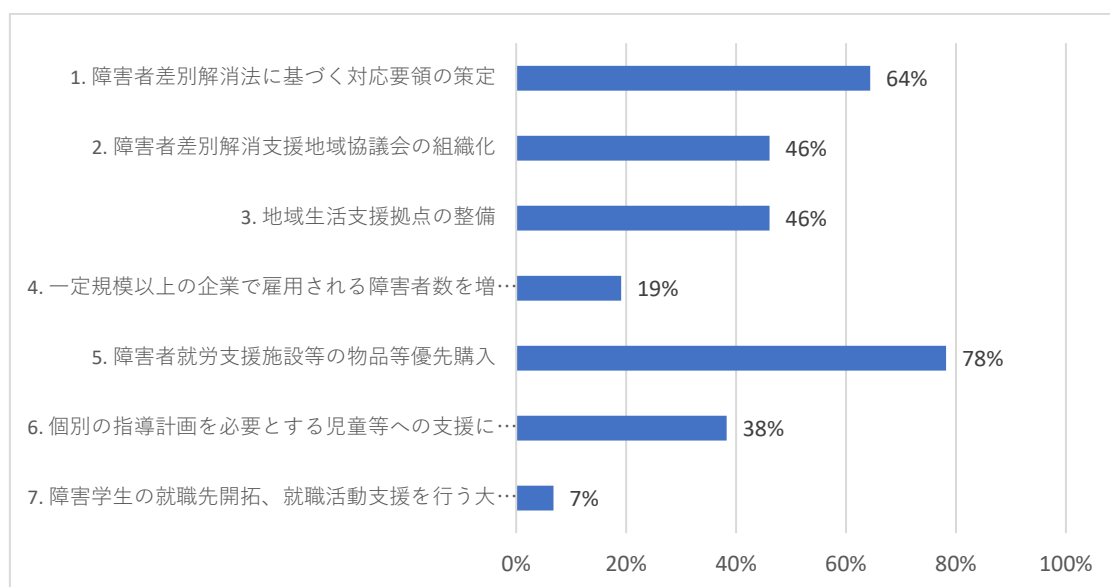


図5 障害者に関する取り組みの状況

### 行政サービスの実施

その他の各分野における行政サービスの実施状況をみていきましょう。表2では40%以上の自治体で行われているものを太字で示しています。全体的に、5年前と比べて担当職員が増員したり、予算比率が上昇したりした自治体は10%に満たず、非常に少ないようです。

高齢者福祉については、給食サービス支援（67%）、一人暮らし高齢者への支援（75%）が多くの自治体で行われています。

表2 各分野における自治体の取り組み

高齢者福祉		防災	
1. 高齢者福祉担当職員の増員（5年前との比較）	5	1. 消防・防災担当職員の増員（5年前との比較）	9
2. 高齢者福祉関係予算の比率の増額（5年前との比較）	8	2. 防災関係予算の比率の増額（5年前との比較）	9
3. 高齢者への手当等の補助金制度	32	3. 防災器具の確保・整備	80
4. 高齢者への給食サービス等の支援策	67	4. 住民による防災活動への支援	78
5. 一人暮らしの高齢者への支援策・サービスの実施	75	5. ハザードマップの公開	85
6. その他（ ）	7	6. 要支援者・擁護者名簿の作成	78
		7. その他（ ）	1
外国人関係		治安・防犯	
1. 外国人担当職員の増員（5年前との比較）	1	1. 治安対策担当職員の増員（5年前との比較）	3
2. 外国人関係予算の比率の増額（5年前との比較）	5	2. 治安・防犯関係予算の比率の増額（5年前との比較）	6
3. 姉妹都市等との交流の推進	52	3. 職員による巡回	11
4. 市内や近郊に居住する外国人との交流の促進	42	4. 住民による防犯活動への支援	18
5. 多文化共生に関する啓発	44	5. 防犯カメラ等の器具の設置	44
6. 情報発信の多言語化	52	6. 女性や子どもを対象とした防犯対策の推進	41
7. その他（ ）	5	7. その他（ ）	6
環境保全		新型コロナウイルス感染症対策	
1. 環境保全担当職員の増員（5年前との比較）	2	1. 独自の休校・休業要請の実施	15
2. 環境保全関係予算の比率の増額（5年前との比較）	3	2. 営業自粛に対する独自の支援制度	17
3. 住民が参加できる環境・公害対策等の 審議会・協議会の設置	41	3. 保育・福祉関係のサービス従事者や影響を受けた 民間事業者に対する独自の支援制度	19
4. その他（ ）	2	4. 子どものいる家庭への独自の支援制度	26
		5. 検査体制の充実	12
		6. その他（ ）	6

単位：％

外国人に関しては、姉妹都市との交流（52%）、居住外国人との交流促進（42%）、多文化共生に関する啓発（44%）、情報発信の多言語化（52%）と、実施している自治体が一定程度の割合で見られます。

環境保全については、住民が参加できる環境・公害等の審議会・協議会を設置している自治体が41%です。防災については、防災器具の確保・整備（80%）、防災活動への支援（78%）、ハザードマップの公開（85%）、要支援者・擁護者名簿の作成（78%）と、多くの自治体で取り組まれています。

治安・防犯については、防犯カメラ等の設置が44%、女性や子どもの防犯対策が41%である一方で、職員による巡回（11%）や住民による防犯活動支援（18%）はそれほど行われていないようです。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策については、子どものいる家庭への独自支援制度が26%、民間企業等への独自の支援制度が19%、営業自粛に対する独自の支援制度が17%、検査体制の充実が12%の自治体で行われています。自治体により、また、時期により状況が大きく異なりますが、調査時点である2020年末から21年初頭における実施率をお示しします。



## 政治分野における男女共同参画の取り組み

「政治分野における男女共同参画推進法」に定められた男女共同参画の取り組みについて、図 6 に示しました。リーフレット、HP、情報誌等の活用による啓発活動が 32%と最も多く、イベント、セミナー、講座等による啓発活動が 25%で続きます。その他には、実態調査や情報収集が 17%、女性候補者や女性リーダー育成が 10%、男女に開かれた議会が 12%で行われています。

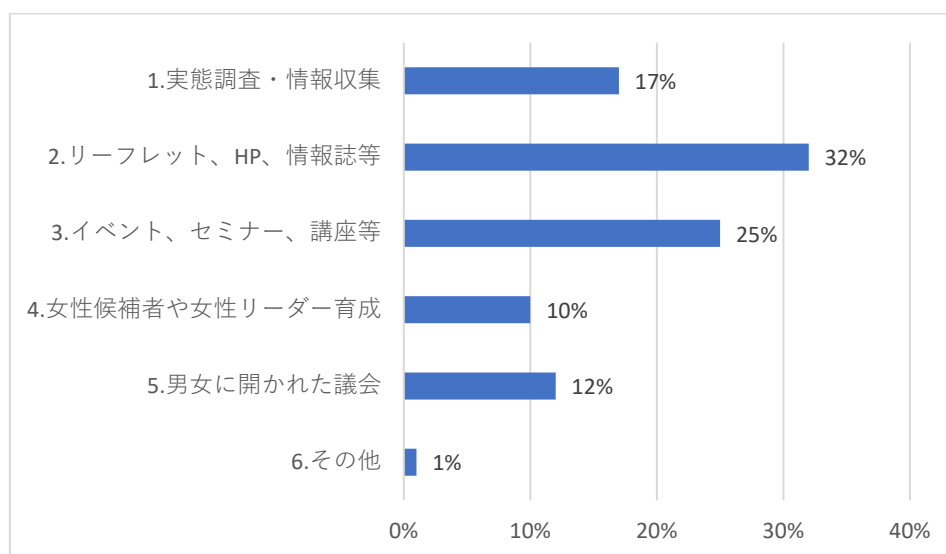


図 6 障害者に関する取り組みの状況

## 3. 自治体内での男女共同参画の取り組み

### 自治体における妊娠・出産・育児・介護等と仕事との両立策

次に、自治体で働く職員の皆様の働きやすさにかかわる政策や取り組みの状況についてみていきます（図 7）。育児・介護休業法や労働基準法は、雇用主に対して、雇用者が仕事と育児・介護等を両立しやすい環境を整えることを求めています。次の表には、それぞれの両立支援制度が「活用されている」あるいは「ある程度活用されている」と回答した自治体の割合の合計を示しました。

まず、「女性による育児休業の取得」「女性による子の看護休暇制度の利用」「育児休業等の申出・取得による不利益取扱いの禁止」については、ある程度以上活用されていると回答する自治体の割合が 80%を超えています。多くの自治体で、

標準的に利用されていることがわかります。同じく、「年次有給休暇の活用」「連続休暇制度の活用」についても、ほぼすべての自治体である程度以上活用されているようです。

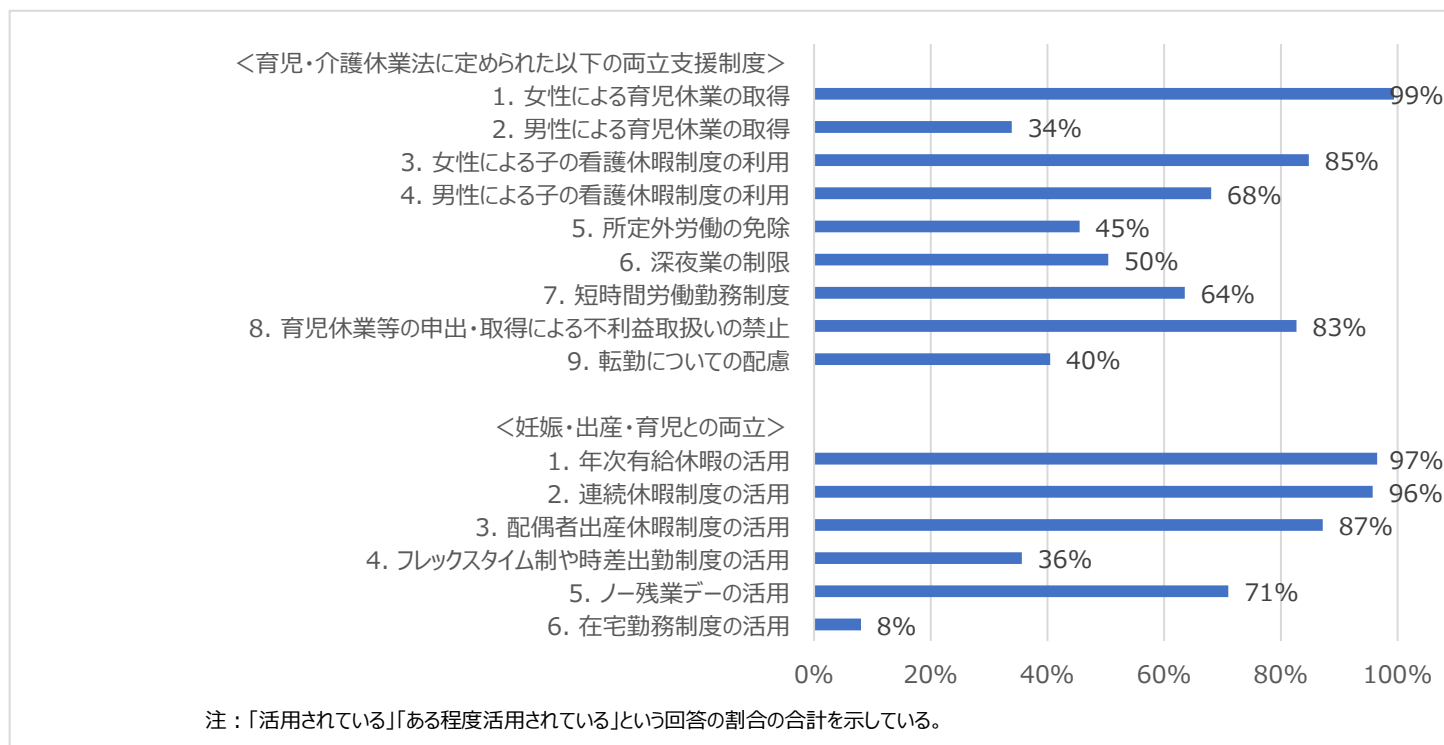


図7 両立支援制度の活用状況

一方で、活用状況がやや低調なのが、「男性による育児休業の取得」です。ある程度以上活用していると回答した自治体の割合は34%に留まっており、「女性による育児休業の取得」と比較すると、3分の1程度となっています。ただし、「配偶者出産休暇制度の活用」については90%近い自治体がある程度以上は活用されていると回答していることから、より短期的に利用できる制度がまずは選択されていることが示唆されます。

### ハラスメント防止策

同じく、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法等では、雇用主に対して、妊娠・出産・育児休業等に関わるハラスメント、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントにかかわる防止策を講じることが求められています。図8には、それぞれのハラスメント防止策が講じられていると回答した自治体の割合

を示しています。この結果からは、いずれのハラスメントの形態についても、「通報・相談窓口の設置」がもっと多く講じられていることがわかります。各自治体が、まずは相談業務に注力していることが示唆されます。ハラスメントの形態ごとにみると、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントと比較して、マタニティ・ハラスメントはやや防止策を講じる自治体の割合が少なくなっています。

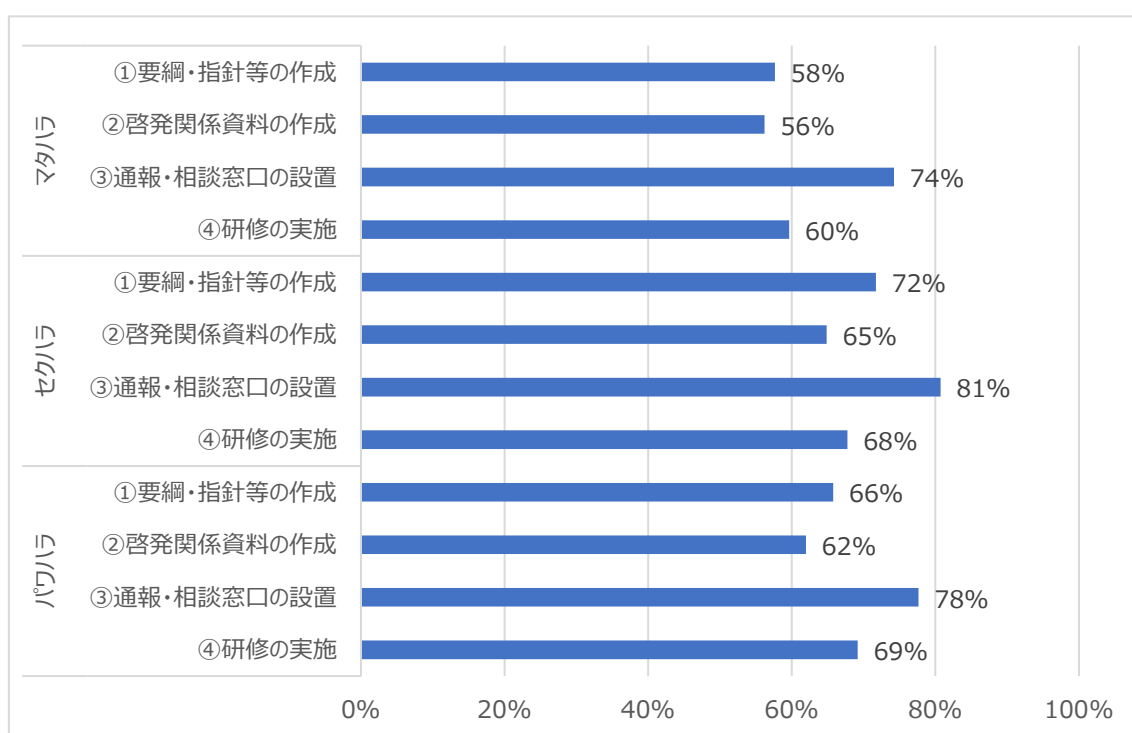


図8 ハラスメント防止策の導入状況

最後に、「貴自治体が男女共同参画政策をより前進させるにあたって、どのような取組が必要だと考えますか」という質問には、多岐にわたる回答が寄せられました。とくに多くみられたのは、男女共同参画に関する研修やイベントの実施、そしてそれを通じた職員および住民への啓発活動です。また、男女共同参画に関する専門部署の設置と職員の配置、ポジティブ・アクションなどを通じた積極的な女性の登用、重要な役職にかかわる方の意識改革など、既存の意思決定の在り方を変革する必要性に触れた意見も多くみられました。社会と政治・行政が両輪となった対策の在り方が模索されていると言えるでしょう。

## 女性団体との関係

調査では、女性団体との関係についてもおたずねしました。図9は、女性団体と以下に挙げたような関係があると回答した自治体の割合を示しています。「あてはまるものはない」というご回答が37%だったことから、残りの63%は女性団体と協力をしながら政策決定や政策の執行を行っていることがわかります。具体的には「イベントの企画・運営」が34%でもっとも多く、「政策執行への協力・支援」などが続きます。男女共同参画に関わる部署と女性団体が両輪となって、住民へのサービスを提供していることが示唆されます。また、11%と少ないながらも、「政策提言を受ける」と回答した自治体もみられました。

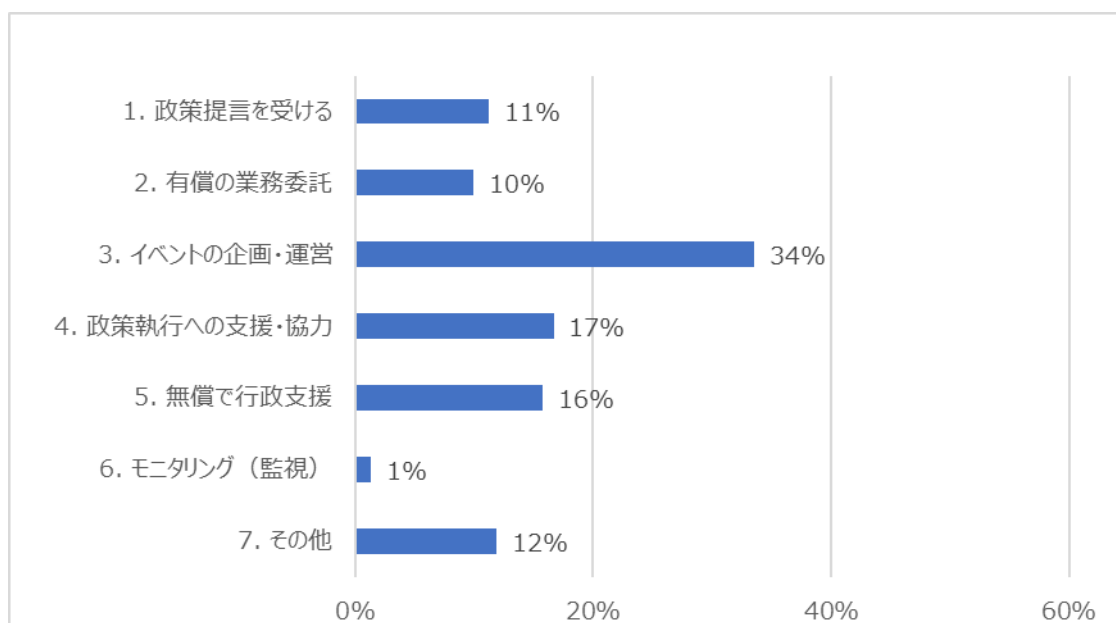


図9 女性団体との関係

自由回答からは、女性団体とのかかわりが政策の決定から執行まで、多方面におよぶことが示唆されています。具体的には、セミナーの後援、イベントの開催、啓発活動の実施の委託など、政策執行の過程において女性団体の協力を得ているという回答が目立ちました。それと同時に、行政懇談会への出席を求める、審議会等委員の推薦を受ける、市長と懇談を行うなど、意思決定への参加を示唆する回答も複数みられました。また、補助金の支出や斡旋への言及もみられることから、自治体が女性団体の活動を支援・育成するという側面もおおいにあるでし

よう。男女共同参画に関わる政策が、社会の多様なアクターとの関りの中で形成・実施されていることがわかります。

### 議会における男女共同参画

議会における男女共同参画に関する取り組みは、どれくらいすすんでいるのでしょうか。図 10 は、議会活動と妊娠・出産・育児等の両立に関する取り組みを行っているという自治体の割合を示しています。「とくに取り組みは行っていない」という自治体は 14%のみであり、残りの 86%の自治体では何らかの取り組みが行われていることがわかります。

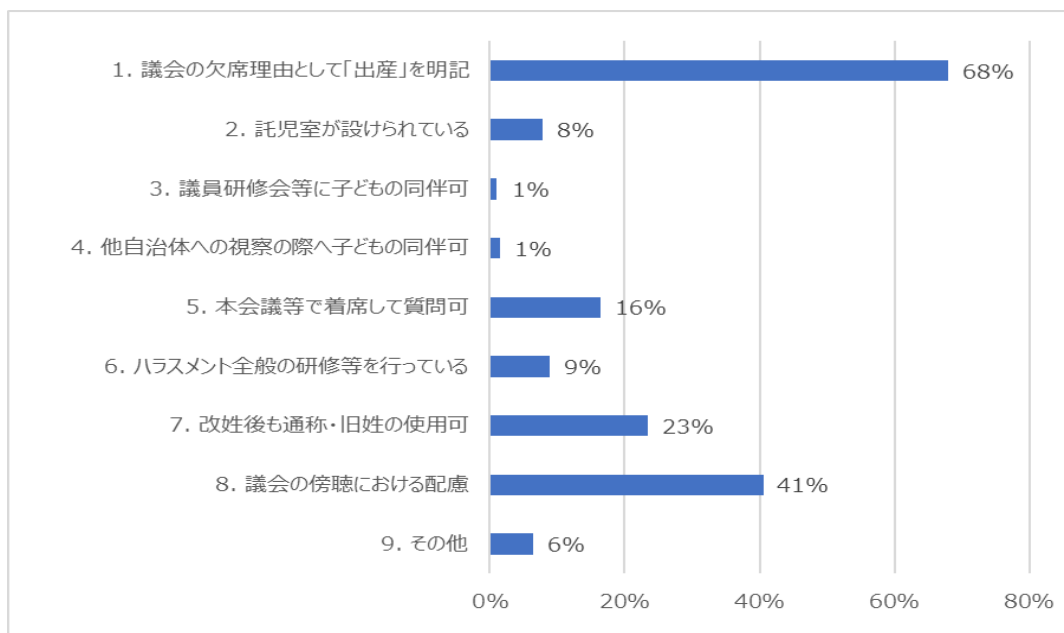


図 10 議会活動と妊娠・出産・育児等の両立

具体的には、「議会の欠席理由として『出産』を明記」が 68%、「議会の傍聴における配慮」が 41%、「改正後も通称・旧姓の使用可」が 23%、「本会議等で着席して質問可」が 16%と続きます。一方で、「議員研修会等への子どもの同伴可」「他自治体への視察の際へ子どもの同伴可」とする自治体は 1%、「託児室が設けられている」という自治体も 8%にとどまっています。必ずしも女性議員の割合が多くない議会もあるため、取り組みが始まったばかりなのかもしれません。